

東海再処理施設等安全監視チーム

第11回

平成29年4月12日(水)

原子力規制庁

(注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。)

東海再処理施設等安全監視チーム

第11回 議事録

1. 日時

平成29年4月12日（水）14:00～15:50

2. 場所

原子力規制委員会 13階会議室A

3. 出席者

担当委員

田中 知 原子力規制委員会委員

原子力規制庁

青木 昌浩 審議官

片岡 洋 安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）

宮本 久 安全規制管理官（新型炉・試験研究炉・廃止措置担当）

長谷川 清光 安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）付 安全規制調整官

伊藤 博邦 安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）付 管理官補佐

吉田 利幸 安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）付 管理官補佐

山神 知之 安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）付 安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

田口 康 日本原子力研究開発機構 副理事長

山本 徳洋 日本原子力研究開発機構 理事

山口 大美 事業計画統括部部長

竹中 信吾 バックエンド統括部長

門馬 利行 バックエンド統括部次長

石川 敬二 安全・核セキュリティ統括部次長

目黒 義弘 バックエンド研究開発部門 廃止措置技術開発室長

三浦 信之 核燃料サイクル工学研究所長

大森 栄一 再処理技術開発センター センター長

永里 良彦 再処理技術開発センター 技術部長
藤原 孝治 再処理技術開発センター ガラス固化技術開発部次長
栗田 勉 再処理技術開発センター 処理部次長

文部科学省（オブザーバー）

西條 正明 研究開発局原子力課長
村山 綾介 研究開発局原子力課 廃炉技術開発企画官

4. 議題

- (1) ガラス固化処理の進捗状況について
- (2) 東海再処理施設の廃止に向けた計画の進捗状況について
- (3) 「施設の安全確保」、「施設の集約化・重点化」及び「バックエンド対策」の総合的な最適計画について
- (4) その他

5. 配付資料

- 資料1 ガラス固化技術開発施設（TVF）における固化処理状況について
資料2 東海再処理施設の廃止に向けた計画の進捗状況について
資料3 施設中長期計画について

6. 議事録

○田中知委員 それでは、定刻になりましたので、東海再処理施設等安全監視チームの第11回会合を開催いたします。

なお、青木審議官は、ちょっと国会に行っていて、遅れて来るか、ちょっと出れないか、わかりません。

本日は三つ議題がございまして、一つ目がガラス固化処理の進捗状況、二つ目が東海再処理施設の廃止に向けた計画の進捗状況、そして、三つ目として「施設の安全確保」、「施設の集約化・重点化」及び「バックエンド対策」の総合的な最適計画についてでございます。

一つ目の議題でございますが、ガラス固化処理の進捗状況についてでございます。ガラス固化処理につきましては、1月30日より運転が開始されましたが、2月16日にクレーンの

トラブルにより工程を停止し、その後、3月18日に再開したとのことですので、これまでのガラス固化処理の進捗について、まず、JAEAのほうから説明をお願いいたします。

○藤原次長 原子力機構の藤原です。

それでは、資料1について説明させていただきます。

1ページ目です。今回の運転スケジュールの見直しについてです。各行の上の段が当初スケジュールで、赤の雲マークの部分がスケジュールを見直しし、下の段に記載しております。中ほどのガラス溶融の欄に示すとおり、1月30日に運転を開始しましたが、搬送セルクレーンの整備のために、2月16日に運転を一時中断しました。その後、3月7日に熱上げをし、3月10日から運転を再開しております。運転終了は、当初スケジュールから20日間延長しまして、6月3日としております。ガラス流下の欄に示しますとおり、44本の固化体を製造して、6月7日ごろまでに保管を完了する計画に見直しております。運転終了時期についてですけれども、先の公開会合では、5月は連休が多くて現状の交代勤務体制では対応できないため、5月下旬までというような御説明をさせていただいておりますが、前回の運転を踏まえまして、昨年7月以降に、トラブルに備えて日勤職員を増員しまして、体制の強化を図ってきております。この日勤職員うち、TVFの運転経験者5名を運転員に再登録することで、5月下旬以降も運転可能な交代勤務体制としております。なお、6月3日の運転終了時期についてですけれども、運転に必要な蒸気を供給します蒸気発生器の法定検査の受検のため、6月3日までということとさせていただいております。

2ページ目、固化処理の状況でございます。一つ目と二つ目のポチですけれども、2月16日に搬送セルクレーンの不具合のため運転を一時中断しまして、3月4日までに不具合の原因となったクラッチの点検整備を行いまして、3月6日の作動確認をもって点検整備を終えております。三つ目のポチですけれども、メーカーのサポート体制を確認した上で今回の運転を開始しておりますが、不具合発生時、速やかな復旧ということを考えますと、メーカーの協力は重要と認識しておりまして、改めて主要メーカーにサポートの体制を再確認しているところでございます。四つ目以降のポチですけれども、その後、3月18日から運転を再開しまして、昨日現在、20本のガラスを流下しまして、18本の固化体の保管を完了しております。運転再開後は順調に固化処理を継続してきておりまして、見直し計画に対して、現状、2日程度前倒しで進んでいるような状態でございます。

3ページ目、搬送セルクレーンの点検整備による1カ月の遅れのリカバリー策です。上の段が当初計画、それから、下の段がリカバリーの計画です。上の段、17-1CPで50本、それ

から17-2CPで37本、合計87本、固化体を製造する計画に対して、下の段ですが、この二つのキャンペーン期間を延長することによりまして、合計87本の内訳を見直して、17-1CPで44本、17-2CPで43本製造としております。具体的には、17-1CPについては、1ページ目で説明したとおり、20日間、運転終了時期を延長しまして、この期間に20本の固化体を製造します。17-2CPについては、開始前までに実施する施設定期検査ですとか法定点検、あとガラス原料押し込み不良にかかわる制御系の更新などの施設整備について、作業項目、それから実施時期を見直しまして、運転開始時期を当初計画から6日間前倒ししております。運転終了時期については、17-1CPと同様に、計画的に運転経験を有する技術者を投入しまして、継続しまして、当初計画から6日間、後ろ倒しにするという計画にしております。この12日間の延長期間に6本の固化体を製造する計画でございます。これらの対応によりまして、全体計画に遅れを生じないよう遂行してまいります。

4ページ目です。今回の運転で発生した不具合事象を踏まえ、12.5年計画の達成に向けた体制強化と点検拡充についてです。体制強化で、5班3交代体制への移行についてですが、計画どおり進めてきておりまして、昨年10月に作業請負5名を増員しております。また、平成30年度末までに職員5名を増員する計画については、前倒しの実施に向けて検討をしているところでございます。さらなる体制強化として、主要メーカーから遠隔操作機器、それから、ガラス固化プロセスにかかわる専門技術者2名を昨年4月に受け入れておりますが、この技術を介しまして、定常的にメーカーと情報共有を図ってきております。新たに5月から、電気計装設備等の専門技術者2名をメーカーから受け入れる調整を実施しております。このほかに、日勤体制の強化も並行して進めてきておりまして、工程管理体制の強化のため、4月に職員2名を増員しました。さらに、継続的な技術伝承、それから人材育成のために、4月1日付の新入職員3名について、4月下旬ごろに配属される予定でございます。点検の拡充については、できるところから着手していくことを考えておりまして、これまでに、今回作動不良を生じたクラッチと同様の構造のクラッチやブレーキを洗い出しまして、点検を実施して、異常がないことを確認しております。また、クラッチの予備品ですが、4月4日に手配を実施しております。それから、また、自ら定めた15年計画を着実に進めていくため、今回の運転前に実施した新たな視点での点検、それから、施設定期自主検査等の従来の点検について、点検整備の内容の幅を広げて実施していく計画でございます。具体的には、主に三つの観点で展開していくことを考えております。一つは、現在まで故障なく作動してきている設備・機器の故障を想定した保守部品等の管

理方法。二つ目は、故障の未然防止、故障発生時に短期間で復旧するための対策。三つ目は、保守及び保守部品の供給にかかわる情報管理等の対策でございます。現在、幅を広げた点検の全体計画を検討しているところでございます。

説明は以上です。

○田中知委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、規制庁のほうから質問、確認等ありましたらお願いいたします。

○吉田管理官補佐 規制庁の吉田でございます。

クレーンの故障、不具合から復旧して、ガラスの固化処理については、今のところ順調にしているというふうを受け止められているかと思えますし、そうなんだろうなというふうに思っております。その中で、先週のですね、今、基本のお約束させていただいている事項としましては、例えばガラスの固化処理に、工程に影響を与える設備・機器について具体的に抽出するという形のことと、あと、もう一つはメーカーのサポート体制というのが一応あったかと思えます。それらについて、具体的に、一応、先ほど保守、今後、こういう考え方で設備点検の幅というのは一応御説明あったんですけども、そのほかに、どのような考え方で、そういった抽出作業は進められているのか。

あとは、メーカーのサポート体制、そういったものについて、どういった部分について求めるのか。そこら辺について、具体的にどのような検討をされているのでしょうか。

○藤原次長 原子力機構、藤原です。

まず、点検の観点でございますけども、先ほど申しました三つの観点に加えて、これまでは、平成19年までに発生した不具合等の洗い出しを行って、その結果を踏まえて点検に反映してきているところでございますけども、その不具合の調査範囲をもう少し過去までさかのぼって、分析して展開していくというような対応を図ってきております。これらの点検のイメージにつきましては、現在まとめておまして、近々、御説明させていただきたいと思っております。

それから、もう1点は、メーカーのサポート体制ですけども、こちらについては、今後、詳細なところについては、メーカーさんと話をさせていただくことを考えておりますけども、現状は、メーカーさんから技術者を受け入れて、その技術者の方を通して情報共有を図って、何か起こったときには、そういった技術者の方を通して、メーカーさんから必要な情報を確保する等の対応をとっていくということで、当面は対応していくということ

考えております。

○田中知委員 あと、よろしいですか。

○吉田管理官補佐 規制庁、吉田でございます。

ちなみに、今、御検討されていたことについて、いつまでに期限を区切ってきちっとなされているか、そういったところも含めて御検討されていますでしょうか。

○藤原次長 点検の全体計画等につきましては、現在運転中ということもあるんですけども、運転終了後に御説明させていただければというふうに思っております。

○吉田管理官補佐 規制庁の吉田でございます。

運転は確かに継続ではありますけども、一方で、こういう保守管理のことについては、別途、まとめることは可能なのではなかろうかなというふうにちょっと思っているんですが、いかがでしょうか。

○藤原次長 部内のほうでは、先ほどイメージがほぼ固まったという御説明をさせていただきましたけども、検討は運転と並行して進めておりまして、その中でマイルストーンを決めて、いつまでに何をするのかということも検討しておりますので、そういったイメージが固まりましたら、近々に御説明させていただきたいと思っております。

○長谷川調整官 規制庁の長谷川です。

もうちょっと具体的に説明をいただきたいんですけど、まず、今回、ガラスの固化の部分のメインの部分というのは、割と動けば順調には来ているんだろうというふうに、これまで大きなトラブルはないので。ただし、周辺の部分が一つでもうまくいかないと、結構、滞ってしまうというのが、皆さん、一番よくおわかりだと思えますよ。そういう中で、メーカーのサポートとか、かなりこれまでもやっぱり必要だったんじゃないかというのは我々も感じていて、前回もお話しさせていただいたんですけど、具体的に、どういう部分についてメーカーのサポートを今受ける体制になっているんでしょうか。例えば、だからガラスの供給の部分だって、これから全部交換しますみたいな、プログラムも含めて制御系交換しますとかというときもメーカーが必要でしたし、それから、クレーンの部分もそうですし、幾つかあったと思うんです。これから、ガラスの本体部分とか、いろんなところが、やっぱりそれぞれ違ったメーカーとか、そういう人たちが入ってくる中で、具体的にどこの部分に体制を強化したかということについて、もうちょっと具体的に説明をいただけますか。

○藤原次長 原子力機構、藤原です。

一例を挙げますと、ガラス原料供給装置等ですと、シーケンサーの中のプログラムの部分ですとか、そういったメーカーさんしかわからないようなところ、一応、竣工図書というか、メーカーさんから図書はいただいているんですけども、その図書には書かれていないような、メーカーさんしか持っていないような情報等結構ございますので、そういった部分について、メーカーさんの指導をいただきながら、協力、サポートしていただくということを考えております。

設備については、先ほどお話ししましたように、過去の故障履歴とか、そういったものを平成19年まで今までさかのぼっていたんですけども、さらにさかのぼって、そういったところを洗い出して、それをもとに、今までの経験値も踏まえて機器を選定して、点検していこうということを考えております。

○長谷川調整官 規制庁の長谷川です。

今の説明だと、まだあまり十分に検討されていないのと、さかのぼってというのは、それはそれでいいと思うんですけど、もうこれまでも既に、いろんなところでメーカーのサポートを受けないとうまく進まなかったところが多分あった中で、なぜその部分がまだできていないのか。今のだと、まず、二つの部分ですよね、2部分については、今のところ、そういうサポート体制を構築しましたと。今、ほかのところはまだやっていません、これから検討しますということですけども、既にこれまでもトラブルを起こしてきたところとかというのが幾つかあるとは思っているんですけど、そういうところはもう要らないという検討で、さらにさかのぼってやっているのか、何となく、その辺がちょっとよく説明がですね、答えが……。我々が聞きたいのは、今、何社、例えば具体的に言っちゃうと、もう何社のメーカーがどの部門に対してサポートする体制になっているんですか、具体的に説明してくださいというのが聞きたいことです。今の説明だと、例示かもしれませんが、2社ということになると思うんですけど、これからほかが必要かどうかを検討していきますという、多分、簡単に言うと、そんなような答えだったと思うんですけど、そういうことでしょうか。

○藤原次長 今、主要なメーカーとしては、2社でございます。そのほか、必要なメーカーについては、今後、幅広に点検していく中で、検討していきたいと考えております。

○田中知委員 よろしいですか。

○伊藤管理官補佐 規制庁、伊藤です。

点検の拡充の中で、今もやりとりありましたけれども、先ほどの説明だと、これまで故

障していなかったものまで幅広く見ていきますよというのが1項目にあったと思うんですけども、今のやりとり聞いていると、19年度まで、故障の履歴のあるもの、さらにさかのぼってという説明だったかと思うんですけども、視点としては、そういうことじゃ私はないんじゃないかと思ってまして、これまで故障している中には、ガラス原料だとか、クレーン関係ありましたけども、それ以外にも、溶接の部分だったりとか、配管のドライブのところだったりとか、あと光コネクタですか、通信用の、ああいったところもあるわけで、そういった観点で物事をちゃんと見ているのかという部分がちょっと気にはなっているんですけど、そういった部分で点検をなされた上で、今、まだ2社ということなんですかね。その辺のところを説明してください。

○藤原次長 今までは、ちょっと説明が悪かったのかもしれませんが、過去にさかのぼってと言っておりますけども、新たな視点での点検の中で、一通り平成19年までの故障が発生したところ等については洗い出して、必要な点検、それから予備品の管理等を実施してきたところがございますけども、今回の不具合等を踏まえまして、もう少し過去までさかのぼって、故障していない機器、故障しているものも踏まえて、サーベイをして、幅広く、先ほど言いました、故障した際に短期間で復旧するための必要な対策ですとか、予備品の拡充、そういったものについて、洗い出しを行って、整備をしていくということを考えております。それに必要なメーカーさんについては、現状、主には2社でございますけども、必要なメーカーさんに対して、サポート体制を構築していきたいと考えております。

○伊藤管理官補佐 規制庁、伊藤です。

例えば、今回のクレーンの件もそうでしたけども、もうガラス固化施設、この建物が建てってから20年以上経っていて、メーカーも存続しているかどうかわからない部分もあるし、あと部品も、もう製造されていないようなものもあると。クラッチなんかも、そういった部類だったかなというふうに認識しているんですけども、そういった点を踏まえて、ガラスを進めていく上で、必要な設備のですね、そういったところのどういったメーカーが絡んでいて、そういったところは今まだちゃんとやっているのか、そういう部品の調達ができるのかどうかという観点で、一個一個洗い出しているところという認識でよろしいでしょうか。

○藤原次長 原子力機構、藤原です。

今おっしゃるとおり、保守部品等にかかわる保守とか、それから予備品の供給にかかわ

る情報についても、入手して、必要な、供給が困難なものについては、代替策等を検討していくとか、そういった取組も実施していく計画でございます。それについては、今、イメージができたような段階というふうに御説明しましたけども、計画ができましたら、速やかに、できるところから着手していくということでございます。

○伊藤管理官補佐 規制庁、伊藤です。

そうしましたら、今進めている作業を、ある程度のところが見えたところで、また説明していただきたいと思っていますし、例えば、今やっている抽出作業等、その中には施設の高経年化といった部分というのは含まれているのでしょうか。

○藤原次長 原子力機構、藤原です。

幅広の点検といいましても、新たに何かやるものではなくて、今まで実施してきた新たな視点での点検ですとか、それから、従来の点検の幅を広げて実施していくということを考えておまして、高経年化という観点ですと、新たな視点での点検の中に含まれておりますので、今までの不具合等も踏まえて、幅を広げて対応していきたいというふうに考えております。

○伊藤管理官補佐 規制庁、伊藤です。

新たな視点というほかに、また、幅を広げた点検という言葉がまた出てきているんですけども、その違いがきちっと、今進めている作業とか、今後やっていく中で、具体化をちゃんとした上で作業を進めていただいて、その結果、詳細を別途また説明していただければというふうに思います。

○田中知委員 よろしくお願ひします。恐らくいろんなところを具体的にやっぱり説明していただかないと、よくわからないというふうなことかと思ひますので、よろしくお願ひします。

ちょっと1個ずつあれで、中長期的な話かわからないんだけど、溶融炉の更新とか、それから貯蔵容量の増強とかというのは、準備が進んでいると思うんですけども、そこが律速にならないように、よろしくお願ひいたします。

また、私、3月30日のときに、実際に現場を視察させていただきまして、設備等の状態とか、実際に運転している状況等を確認いたしましたけども、改めて施設が老朽化しているところを感じたわけでございますので、JAEAにおかれましては、施設等の点検整備やメーカーサポート体制等を整備し、自らが定めた計画を着実に進めることができるよう、安全確保を最優先にして今後の作業を進めていただきたいと思ひます。

よろしければ、次の議題に入りますが、次は東海再処理施設の廃止に向けた計画の進捗状況でございます。JAEAさんのほうから説明をお願いいたします。

○永里部長 原子力機構、永里です。

それでは、資料のほうを説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、目次、ございます。2項目について説明させていただきます。1点目が、廃止措置計画の見通しということ。二つ目が、リスク低減等にかかわる主要な施設の安全対策等の状況ということで、ここに示す四つの施設についての状況について御説明いたします。

2ページ目ですけれども、廃止措置計画申請の見通しということで、ここに赤の破線で囲ったところがございます。こちらについては、今回の再処理施設の改正によって、新たに追加、あるいは大きく変わる項目ということで、こちらの中身について、我々のほうの方針を御説明させていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、3ページですけれども、まず、性能を維持すべき再処理施設ということで、いわゆるこちらについては性能維持施設にかかわるものでございます。要求事項を書いてございますけれども、これは先日の廃止措置計画の認可の審査の考え方等々での要求事項ということで抜粋したものでございます。今回、この検討に当たりましては、第9回の公開会合におきまして、初回申請についてはできるだけスリムという御意見もございましたので、そういうことも踏まえまして、その方針というのを検討したものでございます。性能維持施設にかかわる要求事項、書いてあるとおりでございますけれども、事業指定等々から、そのものを、対象を抽出すると。抽出しがたい場合には、その定める時期を示すという要求でございます。我々のほうの対応方針でございますけれども、初回申請におきましては、対象とする設備の安全機能や定期検査の関係ということに対して、整理に時間を要すると考えられますので、以下の設備について、性能維持施設として記載し、詳細な設備等については、今年度末までに定めるということに記載させていただきたいと考えております。具体的には、施設定期自主検査の対象設備、もう一つは、緊急安全対策等として整備した設備ということで、ここに書いてございますけれども、崩壊熱除去等の必要な資機材、浸水防止扉等々ですね、そういうものについて、初回の申請では上げていきたいと考えているところでございます。

次のページ、4ページでございますけれども、こちらについては、性能維持施設の位置、構造ということで、いわゆるこれは新規制基準対応ということだと思っておりますけれど

も、それにかかわる要求事項を書かさせていただいております。

まとめますと、ここに書いてある五つぐらいの項目だと思っておりますけれども、対応方針といたしましては、5ページ目を見ていただきたいんですけども、初回申請におきましては、先ほどと同様でございますけれども、初回申請、できるだけスリムな形でということで、詳細な技術的内容については記載せずに、以後の変更申請において、段階的に記載していくという方針でいどみたいと考えております。初回申請でございますけれども、以下のことを記載するというので、まずは各要求項目に対して、大略の評価結果というもの載せるということ等を経て、必要な性能を維持する方針であることを記載したいと考えております。さらに、詳細な事項を定める時期を記載するということ。さらには、いわゆるそうせざるを得ない事由ですね、代替策、可搬型を用いる場合での、そうせざるを得ない事由等を整理し記載すると。こういう方針でいきたいと思っております。

6ページですけれども、一例でございますけれども、津波防護にかかわる記載例ということで、記載させていただいております。三つほど丸がございまして、まず一番上でございまして、こちらについては、必要な性能を維持する方針であるということで、津波防護に対する要求に対しては、必要な性能を維持するということを書かさせていただくと。二つ目でございますけれども、こちらについては、詳細な時期を示すということと、大略の評価結果をということで、まとめているものでございます。基本的には、基準津波については、昨年度末に策定してございまして、詳細な、具体的な津波防護対策を定めるのは、30年3月までに定めるという、時期を記載するということ。さらに、大略の概略評価ということでございまして、これは前々回の公開会合でも御紹介いたしましたけれども、今考えている津波高さとして14.2mということで、現在、14.4mまでは津波防護扉を設置していると。このような状況について御説明したいと考えております。あと、一番下の丸でございますけれども、これはそうせざるを得ない事由ということで、ガラス固化処理の期間、12.5年に対して、工事等に長期間を要するということ。さらに莫大な資金も必要ということで、合理的ではないということから、代替策で安全を確保すると。こういうことで書かせていただいております。

次のページでございますけれども、これは施設定期検査を受けるべき時期ということで、こちらについては、先ほどの施設定期検査と性能維持施設ということが関係がございまして、性能維持施設が29年度末に定めるということから、こちらについても、29年度末までに定める性能維持施設について、技術的な検討、これは定期検査を受けるべき時期です

ので、要求事項がございますけれども、「技術的な検討を行った上で」とございますので、その辺の技術的な検討を行った上で、初回申請におきましては、29年度末までに定めるということを記載させていただきたいと考えております。

次のページ、8ページでございますけれども、これは回収可能物質を取り出す方法、時期ということで、いわゆるこれが我々が言うております工程洗浄にかかわるものでございます。こちらについては、初回申請においては以下を記載するというので、まず、せん断装置関係ですね、こちらについては、先日、3月16日に認可をいただきました保安規定に、せん断装置の操作しないということを書かさせていただいたんですけども、その内容を記載するというので、さらに、工程洗浄の方法でございますけれども、こちらについても、初回申請においては概要、あと、詳細な方法、時期については、29年度末までに定めるということを記載させていただきたいと考えています。

次のページでございますけれども、こちらについては、特定廃液の固型化ということでございます。こちらについては、対応方針でございますけれども、特定廃液の固型化という観点からは三つほどあると。一つは、高放射性廃液のガラス固化でございます。こちらについては、11月30日の報告書で詳細等を書いてございますので、初回申請においては、そのところを書かさせていただきたいと考えております。あと、低放射性廃液のセメント固化、いわゆるLWTF関係でございますけれども、こちらについては、初回申請では概要で、段階的に申請するという観点で、29年度、32年度に、それぞれ詳細等については記載したいというふうに考えています。あとは、廃溶媒関係でございますけれども、これはプラスチック固化という工程がございますけれども、こちらについては、処理を行う方法は決まっておりますので、詳細は書きますけれども、運転時期となりますと、LWTFの運転時期と関係いたしますので、LWTFと同様に、32年度に定めるということを記載させていただきたいと考えております。

続きまして、添付書類関係でございますけれども、10ページでございます。こちらについては、既に取り出していることを明らかにする資料ということで、現在、この状態にございませんので、再処理設備本体から取り出した後、示すということを初回申請に書かせていただきます。

11ページでございますけれども、添付書類四と書いてございますけれども、これはいわゆる事故評価の関係でございます。

こちらについては、対応方針を12ページに書かせていただいておりますけれども、で

できるだけスリムという形を考えた場合には、初回申請においては、事故選定や事故評価に係る詳細な技術的内容については記載せず、変更申請において段階的に記載するという方針で書かさせていただきたいと考えております。初回申請でございますけれども、事故選定の方針でございますとか、あるいは水準を守るという方針、さらに、現況といたしまして、緊急安全対策とか、ストレステスト等による対応を記載したいと考えております。

13ページでございますけれども、こちらについては、性能を維持すべき期間に関することでございます。初回申請でございますけれども、先ほどの3ページにありましたけれども、性能維持施設、本文五のほうで記載してございますけれども、その辺については、性能と期間を記載したいと考えております。詳細な説明については、29年度末ということを考えています。

添付十、14ページでございますけれども、こちらについては工程洗浄関係でございますけれども、初回申請は概要ということでございますので、詳細なものについては、29年度末に定めるということを書かさせていただきます。

15ページ、添付の十一でございますけれども、これは特定廃液の固型化関係でございますけれども、先ほどの本文十三関係になりますけれども、ガラス固化については詳細を書く。LWTFと廃溶媒関係のSTについては、変更申請時に説明を記載するという方針でいきたいと考えております。

16ページでございますけれども、今申し上げました対応についての当面の工程ということで書かせていただいております。上のカラムのほうは施設全体にかかわる事項と、その下が個別施設にかかわる事項でございます。最初の初回申請でございますけれども、29年度の前半ということで、先に本申請をするということ。さらに、申請については、以降は変更申請になりますけれども、1回目の申請の認可後に、すぐ変更申請をした上で、対応していくということを考えております。基準地震動、基準津波については、その変更申請の1回目、さらに、津波以外については2回目の変更申請、安全対策等については、2回目及び3回目以降の変更申請で対応したいと考えております。あと、個別施設でございますけれども、こちらについては、先ほど田中先生のほうからございましたけれども、ガラス保管能力増強の話でございますとか、ガラス溶融炉の更新関係、さらにはLWTF関係等が関わってきますので、先ほどの施設全体にかかわる事項とタイミングを合わせて、それぞれのタイミングで、それぞれ変更申請したいと考えているところでございます。

続きまして、17ページ以降でございますけれども、こちらについては、ハザード、リス

ク低減にかかわる主要な施設の進捗状況ということでございます。このスケジュールは、第8回の公開会合、1月19日に行われましたけれども、そこに示したスケジュールに対して、昨年度末までの実施状況について説明しているものでございます。マイルストーンを三角で示しておりますけれども、黒く塗っているところは、その実績ということで示しているところでございます。

まず、高放射性廃液貯蔵場関係でございますけれども、17ページ、18ページを見ていただくと、こちらのほうについては、まず施設内、リスクに応じた安全確保対策におけるガラス固化設備や可搬型蒸気供給設備の設置でありますとか、予備ケーブルの配備ということについて、ほぼ予定どおり進んでいるところでございます。予備ケーブルについては、若干、ちょっと遅れていますけれども、支障のない範囲で終えているという状況でございます。

18ページにつきましては、地震対策、津波対策を書いてございますけれども、こちらについては、第9回会合のほうで状況を説明しておりますので、割愛させていただきます。

19ページ、20ページが、それぞれの状況でございますけれども、まず、19ページにつきましては、可搬型蒸気設備ということで、こちらについては2月28日に納入、設置されておりまして、その後、必要なモックアップ、訓練等を行いまして、4月1日から運用を開始しているという状況でございます。

20ページでございますけれども、予備ケーブル関係でございますけれども、こちらについても、昨年度末までにケーブル等は納入されておりまして、早ければ今週末になりますけれども、配備ということで、その準備を進めているという状況でございます。

続きまして、21ページでございますけれども、これはその他の自然災害、竜巻関係になりますけれども、こちらについては、建屋等への影響についての解析を継続中であるということでございます。現状といたしましては、HAW、TVF等の壁面とか天井スラブ、4カ所を対象に評価を実施しているということでございます。また、竜巻設計の評価ガイドに基づいて、必要な初期値、初期条件を入れまして、評価を継続しているということでございます。下のところは、飛来物の防護設計ということで、HAW、TVF等の必要な箇所に、このような架構式の構造の防護を考えているということで、その状況を示しております。

22ページ以降が、HAW、TVF以外になるんですけども、その他、できることをやっているということの紹介になります。

まず、22ページは、こちらについては、交流電源供給機能喪失時における放射線監視モ

ニタ等の監視を継続するという事で、分析所にそういう監視盤があるわけでございますけれども、そこに電源ケーブルを敷設するという事での取組みでございます。こちらについては、4月中には運用開始予定ということで、作業を進めております。

23ページでございますけれども、こちらについては、これも分離精製工場における被水対策ですね。これは、もともと廃止措置計画認可後には工程洗浄運転等を予定しておりますので、それに対して、前もって対策の検討を進めているということでございまして、被水対策といたしましては、必要な電源接続盤等を対象に、ここに書いてあるようなもので対応を進めているということで、5月中には配備を完了するという予定です。

24ページでございますけれども、こちらは現場指揮所への緊急電源設備の設置ということで、既に必要な電源等については緊急用発電機とか可搬型発電機でラインはあるんですけれども、もう1系統つくるということで、LPガスの発電機になりますけれども、それを設置した上で多重化を図るという取組みで、5月の配備を予定しています。

26ページでございますけれども、こちらについては、自然災害等の監視設備ということで、津波・竜巻となりますけれども、屋上にカメラを設置するという事です。こちらについても、5月に配備を予定しておるところでございます。

26ページでございますけれども、これは浄水配管、浄水供給システムの整備でございます。これも工程洗浄ということを見据えた形でございますけれども、必要な火災対策についての二重化と申しますか、予備系統をつけるということでの作業でございます。これも5月に配備を予定しております。

27ページでございますけれども、こちらについては、火災検知方法の多様化ということで、分離精製工場を中心といたしまして、カメラ等をつけまして、状況の確認、あるいは溶媒等ございますので、そこにおける保管状況等の確認等を行うということで、本年度中の配備を計画しているということでございます。

28ページ以降が、TVFにかかわる状況でございます。予定といたしましては、一番上に固化処理がございます。こちらについては、もう今遅延して、要はリカバリーをしているところでございますけれども、ほかの案件については、ほぼスケジュールどおり進んでいるという状況でございます。

その中で、本日は溶融炉の更新ということで一部紹介したいと思います。ほかの保管能力増強でございますとか、次のページのケーブルの配備等については、第9回で御説明しておりますので、割愛させていただきます。

めくっていただきまして、31ページでございます。こちらが本年度進めた基本設計のアウトプットの一例でございます。従前は四角錐45度ということで検討をしておりましたけれども、今回、12.5年ということを目指す上での3号溶融炉の形としては、円錐45度ということを採用いたしまして、それにかかわる解析等を行っているということで、従前の溶融炉と同等の機能を有するというところまで確認できているということまで成果を得ているところでございます。

32ページ以降が、HASWS、HWTf関係です。こちらについては、昨年度末にマイルストーンを置いておまして、一部、若干遅れているところがございますけれども、本年度の検討を進める上では、十分吸収できるものというふうに考えております。

32ページ、33ページ、それぞれの実績を書いております。

34ページに、それぞれについて書かさせていただいておりますけれども、まず、ハル貯蔵庫及び貯蔵庫用装置でございますけれども、こちらについては、昨年度末までの検討でございますけれども、技術書による、それが対応できるメーカーがあるかどうかということも含めた調整が若干時間を要しておまして、実績としては、1週間程度遅れているという状況でございますけれども、所定の成果は得られているという状況でございます。その下の取出し建屋及び貯蔵施設の建設関係でございますけれども、こちらについても、検討方針というのは年度内に大体終了しているわけでございますけれども、これを実際、今年度進める上でのメーカーとの調整等々に若干時間を要しているということで、2週間～3週間程度遅れている状況でございますけれども、本年度の進める上では問題ないというふうに評価しているところでございます。

35ページでございますけれども、こちらは一つ絵を入れてございますけれども、HASWSにおける大量漏えい時に仮設する循環ライン、ポンプの整備ということで、こちらは、この絵に描いてございますように、ハル貯蔵庫からの漏えい時に、それを循環して戻してあげるといような対策でございますけれども、必要なポンプ、あるいは耐圧ホースの準備が整いまして、こちらについては、手順書まで整備しているという状況でございます。あと、プール水の浄化関係でございますけれども、こちらについても、必要な基本仕様ということで、二つの方法ですね、「ゼオライト等を用いた吸着法」、「凝集沈殿法」についての見通しを得たということでの成果を得ているところでございます。

36ページでございますけれども、こちらについては、火災の予防ということで、予備貯蔵庫関係でございますけれども、これは分析用の廃棄物容器に入っております、火災

の懸念ということから、散水装置をつけるという計画でございます。こちらについては、もう既に年度内の製作を完了いたしておりまして、モックアップ等を経まして、予定どおり、6月ぐらいまでには配備が完了する予定となっております。

最後、LWTF、37ページでございますけれども、こちらについては、第9回会合のほうで進捗を説明いたしておりますので、割愛させていただきます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○田中知委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して、何か規制庁のほうから質問、確認等お願いいたします。

○伊藤管理官補佐 規制庁の伊藤です。

廃止措置を今後進めていくに当たって、基本的な部分をちょっと改めて3点ほど確認させていただきます。

まず一つが、新規制基準への対応に関してなんですけれども、これまでの説明の中で、東海再処理については、施設が相当古いものであって、老朽化していますと。新規制基準全体についてやるには、コストもかかりますし、そういった点も踏まえて、新規制基準全ての項目に対して対応することは困難であることから、廃止措置に移行したと。廃止措置に必要な安全対策等に関しては、リスクレベルに応じて、新規制基準を踏まえて対応していくと。そういう認識で、そういう理解でよろしいでしょうかというのがまず1点ですね。

あと、それと、廃止措置にかかるお金の部分になるんですけれども、廃止措置計画の申請時においては、規則に基づいて、廃止措置に必要な、廃止措置に要する資金の額ですね、それと、その調達計画に関する説明というのが必要になってきますので、その点は初回の申請においてきちっと明確にしていきたいというのが一つと。

あと、先ほどの説明の中で、できるだけスリムにしてというような表現があったんですけども、その意味がちょっと十分理解できない部分はあるんですけれども、規則にのっとり、きちっと条文ごとに記載がちゃんとなされていなくてはいけなくて、一定程度、ちゃんとした中身があって、そういった中で、ある程度スリム化というのは考えられるのかもしれないけども、きちっと中身があってという前提で、きちっと記載していただきたいという3点をお願いします。

○田口副理事長 原子力機構、田口でございます。

じゃあ、今の3点について、簡単にといいか、お答えしますが、まず、一番最初の新規

制基準を踏まえてというところは、おっしゃるとおりだと思います。ただ、その「踏まえる」というところの踏まえ方というのを、これから相談をさせていただくということだというふうに考えております。

それから、二つ目の資金については、これも御存知のように、国の予算で我々廃止措置をやらざるを得ませんので、これは文科省と相談しながら、これは必ずしも廃止措置計画だけじゃなくて、これまでの設置許可、各施設のですね、そういったものも基本的には全部資金計画とか資金の調達について記述がございますので、そういったものに倣って、これも御相談によりますけど、何らかの形できちんと書くということだと思っています。

それから、三つ目につきましては、スリムにという言葉が適切かどうかだったかというのはともかくとして、いずれにせよ、我々、12月でしたか、1月でしたか、理事長がこちらに来て意見交換をした際に、規制委員会のほうから、ともかく、まず廃止措置計画を申請してもらって、それをベースにきちんと規制をしていくんだということでもございましたので、実際、申請をする期日と、その内容のですね、これはスリムかどうかは別にして、内容の精度といいますか、そこが関数になってくるんだと思っています。そこは、これも先ほどの「踏まえて」と同じでございます、御相談をさせていただきながら、どの程度必要なのか、場合によっては、それによって大分時間が伸び縮みしてくると、申請までのですね、ということになるかと思っています。

○田中知委員 よろしいですか。

あと、ありますか。

○吉田管理官補佐 規制庁、吉田でございます。

性能維持施設に関する記述でございますけども、こちらは今回の規則の改正に伴って、これまでは説明資料の一部としたものを本文事項として、格上げな改正になって、より明確化して記述していただくようお願いしているところでございます。そういったこともあって、考え方とか何かは一応示してはいるんですけども、まだまだ、どのような記述内容とするかどうかというところについては、不明な点等あるのではなかろうかというふうに思っていますので、その点について、頻繁にこちらにお越しいただいて、我々の考え方、そういったものもお伝えさせていただきたいので、そこについては、随時対応していただきたいというふうに思っています。

あと、もう1点、ちょっとこれは違うんですけども、施設定期検査を受ける対象の施設についての選定が、平成29年度末というふうには書いてあるんですけども、そこについて、

要は全体の廃止措置計画、工程ですね、工程も、我々、要は認可の際には見なければいけないので、そうすると、当面の工程の中に、そういったものが織り込まれて本来は記述されてくるのではなかろうかというふうにはちょっと思っているところです。なので、29年度末という形になると、ちょっとどうなのかなというふうには思っているところです。そこについて、ちょっとお考えをお聞かせください。

○永里部長 原子力機構の永里です。

一つ目の件につきましては、今、我々も整理している段階でございますので、適宜、御相談させていただきたいと思っております。

二つ目の施設定期検査関係でございますけれども、確かに施設定期検査は、今の規則類では、恐らく最初の認可が終わった段階で、今受けている施設定期検査は終了すると。それ以降は、廃止措置計画に基づいた施設定期検査ということになると思っておりますけれども、そうしたときに、ちょっと我々も、今、施設定期検査の受け方をどうするかというの、いろいろケーススタディーしておりまして、詳細、いわゆる性能維持施設の最終版を決めるのが29年度末ということを考えておりまして、それをもって最終的な定期検査は決まると。ただ、それまでに1回目の申請の中で、いわゆる施設定期自主検査というのを対象設備として挙げて、それを性能維持施設ということで定義しますので、その中を、それを対象とした場合の施設定期検査ということで、その中身については御相談させていただきたいと考えています。

○田中知委員 よろしいですか。

あと、ありますか。

○伊藤管理官補佐 性能維持施設に関しては、これまでも何度か説明しているかと思っておりますけれども、基本は、再処理施設の安全機能を有する施設というのがベースになりますので、そこ全体にかかってくると。ですので、性能維持施設を最初の申請のときにどういうふうに記載するかというところは相談させていただければと思っておりますけれども、その対象になるものはもう決まっていますので、それを今後どういうふうに定検を受けていくか、自主検査をやりながら受けていくかということになりますので、29年度末ということになると、多分実施する時期というのは相当短い期間になってしまっていて、期間内に終わらなくなってしまうという事態になりかねないので、だから、その部分はきちっと整理した上で、できるだけ早い時期に、初回なり、2回目なり、2回目の変更ですか、最初の変更ですか、そういったところで遅くとも出していただかないと、多分実施する期間がとれなくなって

しまうという事態になりかねませんので、そこはガラス処理の工程との絡みもありますから、そういった工程も踏まえてどうしていくかというところを検討していただきたいというふうに考えています。

○永里部長 原子力機構、永里です。

性能維持施設につきましては、いわゆる設工認だったり、事業指定だったり、保安規定であったりと、その中から抽出されということで書いてございますので、これまでの面談等でも安全機能を有するものということでお伺いしておりますので、我々としては、その中から抽出するということに対して、一番広いのが設工認なんですけども、設工認というまで視野に入れた場合にはかなりの数になるということが想定されますので、それに対して、それぞれ持っている安全機能なり、あるいは維持する期間でありますとか、あるいは点検のやり方とか、その辺を再度ちょっと再チェックする必要がございますので、ちょっと時間がかかるかなと思っています。そういう意味で、今申し上げました1回目の変更申請のときには間に合わせるように整理していきたいとは考えております。

○田中知委員 よろしいですか。

あと。

○山神審査官 規制庁の山神でございます。

資料の中でも若干触れられておりましたけれども、系統除染も含めまして、系統内に滞留している核燃料物質を再処理施設の系統から回収するにはどれぐらいの期間が要するのかと、終了する時期はいつごろを見込んでいるのかということについて、現在の見通しがわかっていたら教えていただきたいんですが。

○永里部長 原子力機構、永里です。

いわゆる回収可能物質ということで、この公開会合の中でも第2回とか第3回の中で、その概要等は一旦お示ししているところでございます。ただ、今、工程洗浄運転も廃止措置段階で実施するという状況になりましたので、今その工程洗浄、あるいはそれに引き続く系統除染ということを考えて場合に、できるだけ合理的にちょっとやりたいというふうなことを考えておきまして、その検討を今ちょっとまた加速しているという状況です。そういう意味で、先ほど資料にも書かせていただきましたけれども、工程洗浄については、初回の申請においては、その概要というのを書かせていただいた上で、29年度末までにその詳細を定め、実施時期についても示していきたいというふうに考えているところでございます。

○田中知委員 よろしいですか。

あと、ありますか。

○伊藤管理官補佐 規制庁、伊藤です。

今の工程洗浄にも関連する話なんですけれども、東海再処理施設は廃止するということですので、事業を廃止するということですので、今進められているクリーンアップ作業ですとか、そういったところで発生しているもの、回収されている核燃料物質等ですね、そういったものに関しては、改めて再処理の工程を、主な工程を動かして処理するような必要性というのはないのではないかとというふうに考えております。その点に関しては、安全確保上はもちろんのこと、SG、保障措置上の観点とか、核物質防護の観点、そういったところも踏まえて考える必要はあるとは思いますが、基本的には製品とか、それに類する作業までの一連の流れを今後、廃止措置の中で改めてやるということは必要ないのではないかとというふうに考えております。

あと、そのPCDFのところ、プルの溶液をMOX粉末化する際に、想定外のところから、配管から漏えいが発生した事象がありました。あれも長年にわたって動かしてなかったところを動かしたために、その動かしていない期間に腐食したものというふうに、たしか推定されていたかと思いますが、今後、工程洗浄とか除染とか進めていく中で、必要なシステムを一定程度動かさなくちゃならないという部分に関しては、この約10年もの間、稼働してなかった設備を動かすという、それ自身がリスクをある程度伴うものになる可能性があるということですので、安全確保の観点から、その設備等、問題がないことを確認した上で、事前に十分に確認した上で作業を進めていただきたいと。その際には、PCDFで実施したような経験、対策、そういったものを踏まえて、安全対策を含めた計画をきちっと策定していただきたいというふうに考えております。廃止措置の申請があつてから、その工程洗浄の中とか、クリーンアップしたものの取扱いみたいな話というのは審査することになるかと思いますが、今伝えたようなことを当然考慮した上で説明していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○大森センター長 原子力機構の大森でございます。

今、伊藤さんのほうからお話があつたとおり、いわゆる工程洗浄をどういうふうに行っていくのかといったようなところにつきましては、実際に、いわゆる溶媒抽出を行って回収をするのがいいのかどうかというようなところは、お話にありましたとおり、設備の状

況ですとか、それから、あと人の配置の問題もございます。今、TVFを最優先でやっております、そういったところ。それから、あとはその回収した粉をどのように取り扱えるのかと。これは安全上の問題はもちろんですが、そのSG上の問題などもございますので、そういったところも総合的に比較評価をして考えるという、ケーススタディを行っているところでございます。そういった意味で、そういった検討を加速して、工程洗浄を具体的にどうしていくのかといったようなところを検討していきたいというふうに考えてございます。

○田中知委員 よろしく申し上げます。

あと、いかがですか。

○吉田管理官補佐 規制庁の吉田でございます。

多分、今後の検討ではあるとは思いますが、今、ガラス固化処理の3号熔融炉へのリプレイスというのは今日計画があったかと思えます。今、多分設計もこれまでとちょっと違って変更になるかと思えますけれども、その中で使用上の問題点、具体的にどういった問題点が発生することを今予測されているのか。あとは、開発段階において、実規模でのモックアップ試験とか、そういったものを設置前に十分にできるのか、確認ができるのかどうか、そこら辺についてちょっとお聞かせ願えればというふうに、現段階でお願いいたします。

○藤原次長 原子力機構、藤原です。

開発段階の問題点というか課題ですけども、今挙がっているものと、確認されているものと、一つは材料、れんがとか、そういったものの手配がちょっと困難になっておまして、そういったものの手配をどうするのかというような検討をしております。

それから、作動試験ですか。すみません、もう一件、何でしたっけ。

○吉田管理官補佐 規制庁、吉田でございます。

もう1点は、要は開発段階、実規模のモックアップ試験とか、そういったものを設置前に十分な確認とかというのはできる状態、できる体制になるのかどうかという、そういった点でございます。

○藤原次長 すみません。モックアップ試験ですけども、サイクル研内にモックアップ試験棟というのがありますが、2号熔融炉を今運転していますけれども、そのときも実施しておりますが、できた熔融炉を一旦モックアップ試験棟のほうに設置して、作動確認、それから運転パラメータ等の確認をした後に、固化セルのほうに設置して運転を開始してい

るところでございます。3号溶融炉についても同様に、モックアップ試験棟でモックアップ試験を十分行った後に、固化セルのほうに設置するという計画でございます。それに向けて必要な準備等を進めております。

○田中知委員 よろしいですか。多分、ガラスメルターについては、六ヶ所でいろいろなトラブルがあったこともあって結構気にしているところもあり、これがまたトラブルがあると時間がかかることもあって、今回の31ページで見ると、この四角錐から円錐に変えるという話であって書いているんですけども、これは別に少し流下するときの流下抵抗が若干変化があって、大きいのか小さいか知りませんが、それによって滞留時間等が変化して、それで析出がまた起こるとか、悪くなることはないですよ。

○藤原次長 原子力機構、藤原です。

そういった点については、流動解析、解析コード等を用いまして、そういうことがない、現状の溶融炉と同じような温度分布、運転が可能であろうというところまで確認がとれているところですけども、先ほど言いましたモックアップ試験等を通して、そこを確認した上で固化セルのほうに設置していくということを考えております。

○田中知委員 あと、いかがですか。

○伊藤管理官補佐 今のその溶融炉の更新に関して、今開発しているものをモックアップ試験で試して、それがもしうまくいかないような状況になった場合というのは、どういふふうに対処されるんですかね。

○藤原次長 原子力機構、藤原です。

今の溶融炉から大幅に改造したものではありませんので、ドラスティックに設計変更とか、作り直しが必要になるということは考えておりません。しかしながら、設計段階においては、解析コード等を用いて、過去の経験値とも比較しながら設計のほうを進めていきたいと思っております。仮にれんがの補修ですとか、一例ですけども、そういった必要が生じた場合は、2号溶融炉もそうでしたが、モックアップ試験棟のほうで少し手直しをしてからTVFのほうに設置するというような対応もしてきておりますので、最終的にはモックアップ試験を通して問題ないということを確認して、必要な改良があれば、そこで実施をして固化セルのほうに搬入していくということになるかと思えます。

○田中知委員 よろしいですか。

あと、よろしいですか。

○伊藤管理官補佐 規制庁、伊藤です。

安全対策に関して何件か後ろのほうに、後段のほうに書かれておりましたけども、今回の説明で非常に多かったのは、分離精製工場の項目が多かったという感じが非常にしているんですけども、同じような、ここに記載されているような対策が、本来ならばHAWとかTVFとか、優先すべきところに実施されるべきじゃないかというふうに考えているんですけども、その辺は、この分離精製工場を優先してやっている理由というのはあるんでしょうか。それと、TVFとかHAWとかへの展開というのはどのように考えていますか。その辺、説明してください。

○栗田次長 原子力機構の栗田です。

分離精製工場の、例えば放管のケーブルとか、具体的に言いますと、22ページの放射線監視装置への電源供給のようなものですが、もともと緊急安全対策として、水素の沸騰防止の対策のときに、電源をHAW、TVF側に供給できるようにしておりますので、その際に、HAW施設側であったり、TVF側の放管設備への電源供給というのは既に実施できる状態になっておりますので、もともと、もともとというかHAW、TVFができた状態で今、分離精製工場側にも延長しているというか、そういう形になります。

同じように、次の被水対策ですけども、これもHAW施設の電源盤については自主的ではありませんが、電気盤の上に傘のような被水対策を実施したり、内部溢水に備えて、その溢水しそうな配管、溢水を想定した場所ですね、そういったところは万が一配管から漏えいしたとしても、直接下にこぼれないようなカバーというか、雨どいというか、そういったものを既に設置しておりますので、HAWで実施したものを、今、分離精製工場側に拡大しているという理解をしていただきたいと思います。

○田中知委員 よろしいですか。

○伊藤管理官補佐 規制庁、伊藤です。

被水対策等は、この新規制基準の対応の中の一つ、それを踏まえた対応の一つということになるかなというふう認識していますので、そういったところもきちっと申請書上は見える形でお願いしたいと思います。初回にそこまで、細かいところまで書くかどうかというのはありますけれども、いずれその中身がわかるような形で、どういう評価をして、どういう設備をつけているのかという部分、そこは明確にしていきたいというふうに思います。

それと、例えばそれぞれ施設が老朽化しているというのは全体的にあるかと思えますけれども、例えば廃棄物処理場等の、この辺について、あと、廃棄物処理場もそうなんです

けど、リスクに応じた対応ということで、TVFとHAWについては先行していろんな対策がなされているかと思えますけれども、そのほかの施設、例えば廃棄物処理場等、こういったところに関しては、何と申しますか、安全対策上、例えば高経年化を踏まえた対策とか、そういったところというのは一応考慮はしているのでしょうか。それとも今後、そういうところを展開していくのかどうかというのは考えがあったらちょっと説明してください。

○大森センター長 原子力機構の大森でございます。

再処理施設全体に対して、今後どういうふうに行って、そういった高経年化を踏まえて、安全対策も含めて、どういうふうに行っていくのかということにつきましては、昨年11月末に、一応、各施設ごとに各年度ごとどういったことを行っていくのかといったようなこととお示したところでございまして、基本的にはその計画に基づいて実施をしていきたいというふうに考えてございます。基本的には、やはりHAW、TVFというのは緊急性が高い、優先度が高いというふうに考えておりますので、そちらが中心になってまいりますけれども、ほかの施設について何もしないということではございまして、計画に基づいてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○田中知委員 よろしいですか。あと、よろしいですか。

では、先ほどいろいろとコメント、意見ございましたが、JAEAさんにおかれましては、廃止措置計画の申請に当たっては不明な点があれば規制庁に相談するなどして、6月までにというふうなことを聞きましたけれども、廃止措置計画の認可申請を提出していただけるようお願いいたします。また、その後もいろいろな変更申請等がございますから、我々としてもしっかりとその辺に対して厳格と申しましょうか、しっかりと、またそれなりにスピード感も持って見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、三つ目の議題に行きますが、三つ目は、「施設の安全確保」、「施設の集約化・重点化」及び「バックエンド対策」の総合的な最適化計画についてであります。

JAEAさんのほうから説明をお願いいたします。

○門馬次長 それでは、原子力機構、門馬のほうから資料3の説明をさせていただきます。

資料3ですが、表に施設中長期計画の概要ということで示してございまして、その後ろに計画の本体が添付されております。こちら、既に御紹介のとおり、昨年の10月に施設中長期計画案という形で一度案のものを公表させていただいております。その後、予算の決定等を受けて、昨年度末に施設中長期計画という形で策定し、ホームページに公表させていただいております。

今日の説明ですけれども、基本的に計画全体の構成というものは案の段階と変わってございませんので、その10月以降に主に検討してきた内容に沿ってポイントを説明させていただきたいと思います。

まず、この10月以降、3月末までにどんな検討をしてきたかという点につきましては、大きく四つの点があります。一つは施設の集約化・重点化の計画、こちらの一部見直しを行っております。それから、二つ目としては高経年化対策、こちらにつきまして29年度の計画を具体化しました。三つ目としては、予算等を受けて、別表2というのが全体の計画の線表、こちらが実質的な施設中長期計画の中身になってございますが、その別表2を書いて更新しております。それから、4点目としては、こちら施設中長期計画を実際にしつかりと実施していくための実施体制の検討というものを行ってまいりました。

まず、1点目ですが、施設集約化・重点化計画の見直しですけれども、ちょうど概要版にこの全体の別表1ということで、全原子力施設マップというのをつけてございますので、ちょっとこちらを見ていただきたいと思います。従前の案から変わってございますのが、一つは、もんじゅの扱いが政府の決定を受けて廃止側に位置づけたというのが1点です。ということで、ちょうどこのマップの右側が、オレンジのタイトルのところが廃止施設なんです、その敦賀のところ、ふげんの下にもんじゅが位置づけられております。

それから、核燃料使用施設の中で、核サ研のところのPu廃棄物貯蔵施設(PWSF)というのが、ちょうど右側の欄の真ん中ぐらいに位置づけられている施設がございます。これは、10月の時点では左のほうの継続利用施設として、今、第2Pu廃棄物貯蔵施設と書いてございますが、これと一体でPu廃棄物貯蔵施設、PWSF及びPWSF-2ということで、継続利用の想定をしてございました。その後の検討で、耐震補強の費用の点等から、それから保管能力の点から、PWSF、古いほうの施設を廃止に持っていくということになりましたので、それを反映して、研究施設ではございませんが、廃棄物の貯蔵施設として一部廃止側に移ったということで、結果として、先ほどの1ページ目の下のほうの概要の②にちょっと書いてあるんですけれども、全体として継続利用施設が45、廃止施設が44、このうち新たに廃止したものが12施設ですというようなふうに変わってございます。これは、従前は継続が46、それから廃止が42という形だったのが、今のもんじゅが廃止側に移動した件と、Pu廃棄物貯蔵施設の一部が廃止側にいったということで、カウントが二つ、ダブルカウントしていますので、トータルとして一つの施設が多くなって、廃止側が二つ施設が多くなったと。ちょっと説明するとややこしいんですが、そういった変更をさせていただきます。

それから、二つ目ですが、高経年化対策です。こちら、本体の資料のほうで説明したいと思います。高経年化対策につきましては、添付2というものが具体的な計画を示してございまして、ページでいきますと23ページからになります。10月時点の案では、10月でしたので28年度の計画を示してございました。今回はその年度末の改定に当たって、28年度の実績と、それから、29年度の計画ということで具体化しております。

内容としては、この23ページの2.のところ、この共通的評価指標に基づく評価の実施ということで、27年度、(1)というのが、これが10月時点についていたものでございます。それに対して、改めて次の年度に向けて、28年度に評価した話が入っております。

具体的に、どんな案件を28年度に高経年化対策として実施し、さらに29年度にどんなものを計画するかというものについて具体的に示したのが、ちょっとページ飛んで、30ページから別添3-1、こちら一般会計の施設でございまして、見方ですけれども、この網かけが入っていない案件というものが既に28年度に実施した実績の案件になります。太字でアンダーラインを引いておりますのが、引き続き29年度に予算をあてて実施するものというふうに見ていただければと思います。こちらが一般会計でして、33ページ以降、別添3-2に示してございますのが特別会計のほうの案件になっております。特会のほうなんですけれども、ちょっとめくっていただいて、38ページに別添4というものがさらについてございますが、こちらは再処理関係、TRP関係のものについてはちょっと特別に分けて実施項目を記載しております。このような形で、ちょっと個別のところは今まずは割愛しますが、このように高経年化対策の実績と、それから29年度の計画を具体化したというのが一つの検討ポイントでございます。

それから、三つ目としまして、予算を踏まえて別表2を改定、更新しております。別表2というのが、ページでいきますと12ページから、9ページにわたって線表がずっと引かれております。従前の10月の案から変わった点という意味では、かなりの部分が見直して微調整が入っています。記載している内容につきましても、少し情報を充実化しております。例えば凡例、この12ページの左上に小さな字になって恐縮ですけれども、ハッチングの下に「斜体文字」と書いて、「第4期中長期目標期間中までの廃止措置完了予定施設」ということで、従前は、ちょっと40年以降どこで終わるかというのがわからないような情報でしたので、今回、現時点の廃止措置の計画として、いついつまでに終わるかというものを明記して、特にこの第4期の終了時点までに終わるものについては、斜字、斜体文字で差別化しております。例えばこのページでございまして、中段の原科研のところの「放

放射性廃棄物処理場（汚染除去場）」、それから「（液体処理場）」、それから「（圧縮処理建家）」と三つがこう並んでいますが、これが斜体文字になっております。右のほう、備考欄を見ていただきますと、それぞれの管理区域の解除時期を明記しております。

このような形で、バックエンド対策の一部である廃止措置計画につきましては、具体化した計画にしております。

あと、全体として計画を変更したポイントというのは幾つかあるんですけども、例えば工事の遅れとか関係者の意見を踏まえて少し計画を見直しているというのが、例えばJMTRホットラボなんかはそういうのに当たりまして、ちょっと飛んじゃって恐縮なんですけど、15ページの中段ぐらいに大洗研の「JMTRホットラボ」というのがございます。こちら研究開発のところで、「Mo国産化技術の確立等」、それから、その下に「軽水炉照射材料健全性評価研究（規制庁受託事業）」というのがあります。こういった受託を受けている研究開発の幾つか、この外部資金で緑の線で示しておるのがあるんですけど、ここは規制庁側とも意見交換させていただいて、また、ちょっと排気筒の工事の遅れ等もございまして、研究開発期間をちょっと変更したりとかという変更があります。

そのほか幾つかありまして、原科研につきましては、現在、焼却炉が運転を停止してございます。そういった廃棄物処理のほうの制限の関係から、原科研の廃止措置を一部ちょっと延期しているというのが、例えば、ちょっとページ戻った13ページのホットラボ、これ13ページの上から2行目、ホットラボで廃止措置と黄色くハッチングしている部分、解体部、ちょうど29のところは白抜きになっていまして、これはもともと実施する予定が、そういった事情を踏まえて、29年度についてはまず延期にしたというようなものがあります。

その他、許認可の対応の遅れとかで遅れているものとか、あとは、今回その予算が概算要求から一部ついてない部分がございますので、そういった予算の状況を反映して、一部計画を先延ばししているものがございます。具体的には、例えば13ページでございまして、ちょうど真ん中から下ぐらいですね、放射線標準施設という施設が原科研にございます。これの新規制基準対応・耐震化対応というところが、従前ですと平成29年から線が引かれていたのが、1年先に送られているというようなことで、これら全体でこの別表2は微調整が全体的にされている。ただ、例えば廃止措置計画で、もともと平成40年までに終了するトータル数が20施設というふうに案の段階ではカウントしていましたが、今回こういった予算の状況等もございまして、19施設というふうに若干の下方修正を行っております。

す。

全体としてはそういった違いですが、あとは、細かなところは情報がかなり付加されております。ちょっとそちらは省略させていただきます。

あと、4点目として、実施体制の検討ということで、こちら施設中長期計画、計画は策定したものの本当にちゃんと実施できるのかというところのほうが重要ですので、そちらについては検討した結果、本文のほうに簡単にちょっと記載してございます。ページさかのぼりますが、9ページのところ、最後のところ、4ポツ、実施体制及び評価というところで、計画実施のための体制というところでは、こちら施設中長期計画の実施及び計画自体の継続的改善(PDCA)を確実にを行うため、29年度以降の体制を構築した。

具体的には、「バックエンド対策の一元的マネジメント」、「事業計画、安全対策、バックエンド対策を統括する組織の強い連携」及び「施設中長期計画に係るPDCAマネジメント」の三つを新体制に必要な機能と位置付け、「事業計画統括部」、「安全、核セキュリティ統括部」に加えて、「バックエンド統括部」を新設して、これら三つの統括部を軸とした体制を施行するというところで、この度、バックエンド統括部を新設したということになっております。

主な検討内容というのはこういうことなのですが、あと、特にバックエンド対策についてどうなっているんだということがございますので、ちょっとバックエンド対策について特に補足させていただきます。

バックエンド対策につきましては、本文でいきますと、6ページから書いてございまして、大きくバックエンド対策は三つの柱で進めることとしております。一つは、①として廃止措置の推進。こちら廃止措置につきましては、先ほどの別表2のところにありますように、平成40年までの具体的な計画を示しているところがございます。先ほどの繰り返しになりますが、全体として19施設をこの第4期中長期目標期間まで実施しますということが、この7ページのちょうど中間から上ぐらいですね、廃止措置計画というところ書いてございます。

二つ目の柱が処理施設の整備なのですが、これは、いわゆる処理・処分のうち、処理・保管のところに関係するところでございます。こちら7ページにちょっと絵が描いてございますが、廃棄物の発生から処分までといったところで、保安上、非常にしっかりと見なきゃならないところはこの中間保管、この減容前保管のところ、容量ひっ迫、漏えいリスクというのがあります。こういったものにしっかりと安全に、しっかりと管理に対応

するために必要な施設整備というのを今回具体化しています。それが先ほどの再処理のところでも説明ありましたように、それはLWTFですとか、HWTF-1などに該当するものでありまして、具体的な計画は、先ほどの別表2の最後のところに新規施設ということで具体化してございます。20ページを見ていただきますと、こちら新規施設ということで、先ほどの再処理側の情報とラップしますが、LWTF、HWTF-1、それから、再処理とは直接は関係ございませんが、核サ研の α 統合焼却炉、それから大洗のOWTF、こういったものが当面この平成40年までの間にしっかりと処理・保管を安全に実施するために必要な施設整備ということで位置づけてございます。

それから、三つ目として、処分の推進の話がございます。これは8ページに書いてございます。処分につきましては、まだ立地場所等も決まっていない状態ですので、あまり具体的な情報を示すものではございませんが、私どもとしては、そういった将来の処分に向けて、しっかりと処分体、これは特に今資源が非常に厳しい中ですので、処分は優先順位をつけて対応していこうというふうに考えてございます。今、L3廃棄物の埋設をできるだけ先行して実施できるように、その処分ができる形の処分体の製作に向けた計画として放射能分析等を計画的に実施しているということを書いてございます。

あと、全体の処理処分計画という視点では、今、添付3、添付4という、最後に添付しているものが関連してございまして、既に御紹介のとおりなんですけれども、ちょっとこれ印刷がちょっと字が見えづらくて恐縮なんですけれども、41ページから15枚にわたって、放射性廃棄物の一覧というものを載せています。こちら各拠点ごとに、どんな建屋にどんな廃棄物がどのぐらい今保管されていて、それを今後どのように処理をして、最終的に処分の際に、どのような処分区分のものがどの程度発生するというの、現時点の推定値を全体計画として示しているものでございます。これをしっかりと今後実施していくために、まず平成40年までについては、先ほどのような処理施設を整備しながら、しっかりと保安活動の中で処理を進めていくという計画をしているところでございます。

以上でございます。

○田中知委員 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しまして、規制庁のほうから質問、確認等をお願いいたします。

○吉田管理官補佐 規制庁、吉田でございます。

1点というか幾つかあるんですが、まず、全体の当面の計画は多分つくられたんだろうというふうにちょっと思っているんですけども、今年度の28年度、高経年化対策について

の評価というのはされているんですが、そのほか、例えば廃棄物の処理処分についての進捗状況、そこについての成果というのは何かあったのかというのがまず1点。

あと、これ今、多分10年間、平成40年度までの計画というふうなお答えありますけども、やはりそれを確実に実行していくためには、単年度ごとのアクションプランといいますか、よりかみ砕いた活動プランが必要なんじゃないかなというふうにちょっと思っていますけれども、それについて、各拠点でこういったものをまずつくられているのかどうかということ。あとは、ざっくりと計画実施のための体制ということで、9ページのところに説明がございましたけども、こういった、例えば各拠点での進捗状況については、誰が一体管理していくのかということについて御説明をお願いいたします。具体的にちょっとお願いします。

○門馬次長 原子力機構、門馬です。

まずは処理の進捗、それから単年度のアクションプランという視点なんですけれども、さっきも説明の中でちょっと繰り返しになりますが、基本的に処理の計画というのは、全体として今回、計画として示しています。それで、いわゆる保安活動として処理、それから保管というのを行っています。今、例えばそれぞれの拠点ごとに保安規定の中で年間処理計画というのをしっかりとつくって、それに従って実施していく。それがしっかりとうまく実施されれば、いわゆるこの計画に乗って問題なく進んでいくわけです。ただ、例えば何かの事情があって計画がうまくいかないとか、そういったことは、今後しっかりと全体を管理しなければならないと思っています。そういう意味で、体制の話にもなるんですけれども、今回三つの統括部、これがこの全体の三位一体の計画を全体的に見ていくんですが、その上に副理事長がなっている会議体を設けております。施設マネジメント推進会議という会議体を設けてございまして、ここで、こういった全体の進捗マネジメントをしていく計画でございまして、ただ、例えば処理計画につきましては、そういう保安活動の中でしっかりと計画を立てていますので、我々、その、例えば月単位のような細かいところで見るとは今のところしてないんですが、例えば適宜、その問題はないか、その計画どおり進んでいるかということころは、そのマネジメント会議の中でモニターする予定です。そこで課題なり、それから対策として計画への変更のような事実が出てきましたら、しっかりと計画の見直しなり、対策なりを、経営判断を踏まえて実施していくというような、そういった体制、それから、実施状況のモニターを含めてやろうと思っています。

○田中知委員 よろしいですか。

○長谷川調整官 規制庁の長谷川です。

今の話は、現場の何というんですか、管理レベルでは理解は我々もわかっている、安全確保の観点からはそれぞれ保安規定の中でやっていく活動というのは見えていますし、そういう意味では、そこは我々も理解している。ここでの話というのは、ちょっとその視点、その視点の延長線上にあるのかもしれないですけど、まさに7ページの先ほど説明した容量が逼迫して保管庫ももうパンク寸前で、いろいろ減容しないといけない。それに当たっては施設をつくって何とかしていかないといけないという問題。それから、さらには将来的な処分の話も踏まえながら、廃棄体をつくっていくという言い方がいいかどうかわかりませんが、この添付は、要は最終的には添付4ですよね、この流れに従ってと、今の段階では処分場が云々という話はするつもりはないんですけど、処分にする前段階までのものの廃棄体をつくって、ある程度の期間、保管するという作業が当面の、見えているとかやらなければいけない。そこには当然のことながら安全確保をちゃんとやっていかないといけないという、そういう全体の管理として、今ちょっとどこが主体的になるかがよくわかりませんが、現場は当然そうなんですけど、その部分をいかに管理していくか。一つ一つが、ここは何か、例えば今、焼却場の話が少しメンテナンスとか、改修工事しないといけないので1年か何年間かとまりますと。その間に若干増えてしまいます、どうしようという問題を、この場で議論するつもりはない。ただし、例えば原科研にあるいろいろなごみがたくさんあって、いろいろな形で処理をしていかないといけない、この流れがちゃんと計画どおりに進んでいるかを見たい。ですから、施設の整備状況とか、それがちゃんと順調に稼働しているという全体像としての管理ですよね。だから、1カ月ごとに進捗があるとかというふうには思っていないけれども、やっぱりそれはどこかの形で皆さんは管理されていくんだと思うんですけど、その管理について、やっぱり今後、この場で四半期ごとなり、一定の進捗があるのかどうかについて、やっぱり我々は議論なり、要は確認をしていきたい。それが監視チームの役割ではないかというふうに思っていますので、その管理レベルで結構ですので、今年度の全体の話と、皆さんはあるところで、上位の会議体とかで管理していくわけですね。その方法との関連で説明を、今年度1年の計画と、それから3カ月とか半年とか全体の進捗率みたいな話になると思うんですけど、それをそういう形で議論できればいいなというふうに思っているんですけど、いかがでしょうか。

○門馬次長 まさに、そういったマネジメントは、私どもバックエンド統括部が主体になってやっていく計画です。今ちょっと我々の部もできたばかりで、これからそういったマネジメントに向けて準備を進めていこうと思っています。

○長谷川調整官 規制庁の長谷川です。

ですので、次回以降、その計画を示していただいて、この場でちゃんと進捗できていますねと。要するに、今、ガラス固化体がきちっと12.5年で一個一個のキャンペーンみたいなところからちゃんとうまく進んでいるかというのを見ていると思うんですけど、同じような感覚で、機構のこの本文の7ページに書いてある、こいつがちゃんと計画どおり逼迫しないで、ちゃんとした処分に向けた廃棄体づくりというのがちゃんと進んでいますねという、そういうことをこの場でさせていただきたいので、次回以降、ちゃんと示していただきたいというふうに思います。

○田口副理事長 原子力機構、田口です。

ちょっと今おっしゃった話というのは、その廃棄物の処理に関してということでございますか。

○長谷川調整官 規制庁の長谷川です。

この中にはいろんなものが入っているんですけど、特にやっぱりこの場では廃棄物の処理の部分を中心に、すごい多岐にわたっていますので、例えば解体の工事の進捗とかというのは特段別にするつもりはないです。

○田口副理事長 前回も申しあげましたけど、この施設中長期計画自体は、原子力機構の経営サイドが、これは施設の維持・運転も含めて、これは安全管理だけじゃなくて、全体をマネージしていくためにつくっているものですので、したがって、今ここで安全監視とか安全確保という観点で何を見ていただくかというのは、ちょっと相談をさせていただくことになるのかなという気がしています。一つは、今の廃棄物の話があるというのであれば、そういう話で、少し議論を絞らないと、それこそ今、長谷川さんがおっしゃったように、いろんなものが書いてありますので、その中でこの監視チームでやるべきものが何なのかというのを議論させていただければと思っています。

○田中知委員 長谷川さん、よろしいですか。

○伊藤管理官補佐 あと、その廃棄物という意味では、その中の一つということになるのかもしれませんが、例えば資料の52ページの上のところの上の図ですね、上の図の下になりますけど、アスファルト固化設備のところ、アスファルト固化がもうできないよ

うな状態になっていますので、ここでは「セメント混練設備へ更新」という形になっていて、あと、49ページのところも、上の図の下から3番目ぐらいのラインですかね、アスファルト固化というラインが、ここではピット処分という流れに線が引かれてはいるんですけども、ふげんに始まり、大洗研ではアスファルトの固化体が漏えいしているような状況もあって、特にこのアスファルト固化体の処理については、現状保管しているものを今後どうしていくかというところが全体的に広がってきているかと思うんですけども、そういうところの具体的な計画というものはあるのでしょうか。その辺のところを説明していただければと思います。

○田口副理事長 すみません、先ほど、門馬のほうから申し上げたように、今言われたように、それぞれの施設でどういうふうに安全確保がされていて、どういう計画かというのは、これは規制庁にも毎年お出しをしているということになります。そういうものを全体横串通して何かやる必要があるかないかということについては、まさに、そのために我々バックエンド統括部を今年つくりましたので、今、現時点で具体的なものがあって、何かこの場で議論できるというよりは、これからやらせていただきたいと、そういうふうに思っております。

○田中知委員 よろしいですか。

どうぞ。

○伊藤管理官補佐 そういうことであれば、今後、その辺のところを整理していただいて、この場で議論ができればというふうに思いますので、準備していただければというふうに思います。

○田口副理事長 いや、だから、それは先ほど申し上げたように、この場で議論するものがどういうものがあるのか。今、確かに一つの例かもしれませんが、そこはものすごくたくさんの方がいますので、むしろこの場はTRPの話が主と理解していますが、それとの関係で、これから相談をさせていただければと思っております。

○伊藤管理官補佐 規制庁、伊藤です。

じゃあ、そういうことで、今後どういうふうにしていくかというのを調整した上で、またこの場で議論ができればというふうに思います。

以上です。

○片岡管理官 規制庁の片岡です。

この監視チームは東海再処理施設等の安全監視チームなので、東海再処理に限った話で

はなくて、そのこともあって、この施設中長期計画も去年の指示文書の中で含めさせていただいたという経緯もあるので、議論が排除されているわけではないということは申し上げておきたいと思います。

○田中知委員 よろしいですか。

いろんな廃棄物が、東海再処理の廃止に伴っても出てきますし、現在形でもいろんな廃棄物、自分らの施設から発生する廃棄物もたくさんあるかと思いますが、また、研究施設等廃棄物の処分の実施主体でもありますし、これからいろんな廃棄物をどう処理していくのか、あるいは処分していくかは重要な点かと思いますが。また、我々のほうでも、今、御存知のとおり、最近ちょっと法律の改正も行いましたし、中深度についてどういうふう
に審査していくのかについても、今、目下検討中でございますし、また、将来的には、それ以外の廃棄物についても我々としてもしっかりとどういうふう
に審査するのか、そのときのガイドをどうするかしっかりとやっていきたいと思
いますので、機構としても、やっぱりその廃棄物問題は重要な問題だと認識して、適切な場で我々にも教えていただき、また、我々のほうからももっとこうしたほうがいいんじゃないだろうかとか、いろんな意見も言
わせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○田口副理事長 原子力機構、田口でございます。

我々も全く同じ意見でございまして、その処理だけではなくて、処分も含めて考えれば、これから基準もつくっていただかなきゃいけないとか、あるいはその廃棄物、貯蔵所
が逼迫しているという観点からは、やはりクリアランスの問題が非常に大きくて、ここ
についてもいろいろ御相談をさせていただきたいと思っていますので、面談等で、この場
で何をテーブルに上げるかというのをよく調整させていただきたいと思
います。

○田中知委員 あと、よろしいですか。

本日予定してきたところでございますが、青木さん、特に何か、もう。

○青木審議官 いえ。

○田中知委員 あと、規制庁のほうから何かございますか。

○片岡管理官 規制庁の片岡です。

今後の予定ですけれども、ガラス固化の進捗状況等々を踏まえまして、次回開催したい
と思
います。

○田中知委員 では、よろしければ、これをもちまして、本日の監視チームはこれで終
いた
します。どうもありがとうございました。

以上